

## ＜転校について＞

住所変更などでお子さんが学校を転校される時は、下記の通り手続きをしてください。

- 1 現在通っている学校に転校することを申し立て、「転学届」を提出してください。  
(転学届の用紙は、学校でお渡しします。)
- 2 学校で「在学証明書」「教科書給与証明書」など、転校に必要な書類を受け取ってください。
- 3 新しく転入する区役所・支所・出張所で住民登録の転出・転入届を行う際、「在学証明書」を提出してください。新しく転入学していただく学校をお知らせする「就学通知書」をお渡しします。
- 4 新しく就学する学校に「就学通知書」と「在学証明書」を提出し、転入学してください。

### 【留意事項】

- 1 市外に転出される場合は、まず現住所地の区役所で住民登録の転出手続き等をしてください。
- 2 そのうえで、新たに転入される市町村(区)の教育委員会に「在学証明書」を提示し、転入学の手続きをしてください。  
(神戸市と同様に、区役所等で転校の手続きを取り扱うところもあります。)
- 3 原則として、住民票異動届(転入届)の届出日の翌日から、新しい住所地の学校に就学していただくこととなります。万が一ご事情がある時は、区役所・学校にご相談ください。